

「新型インフルエンザ対策行動計画」改定の要点

平成19年3月、厚生労働省に設置された専門家会議においてとりまとめられた「新型インフルエンザ対策ガイドライン（フェーズ4以降）」等に基づき、平成19年10月、「新型インフルエンザ対策行動計画」について以下のように改定。

1. フェーズ4(新型インフルエンザ発生)以降に講じる対策の主な追加事項

- 内閣総理大臣を本部長とした「新型インフルエンザ対策本部」及び「新型インフルエンザ対策専門家諮問委員会」設置
- 新型インフルエンザ発生国、地域からの国際航空機・旅客船の運航自粛等要請、検疫体制の集約化の検討
- 濃厚接触者に対する待機の要請等の検疫体制の強化
- 公共施設、公共交通機関における感染対策の要請
- 海外発生時からのプレパンデミックワクチン接種の開始
- 発生時の発熱相談センター、発熱外来の設置

2. フェーズ3(現在)において、発生に備えた対策の主な追加事項

- 都道府県における一般病床を含めた受入れ医療機関の整備
- マスクや手袋等の医療資材の備蓄の開始
- 各事業者に対する新型インフルエンザに備えた準備の要請